

鳥取県選挙管理委員会告示第66号

平成19年7月29日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成19年7月12日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成19年7月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次